

平成26年9月4日

学生の皆さんへ

お取引におけるご注意とお願い

大分みらい信用金庫
事 務 部

○ 金融犯罪に巻き込まれないよう注意してください。

近年、「振り込め詐欺」や「不正送金詐欺」などの金融犯罪が多発し、多くの被害者がでており、大きな社会問題になっています。

楽なアルバイトを装った手口により預金口座の売買を持ちかけられ、安易な気持ちで売った預金口座が犯罪に使用されています。

口座を買うことはもちろん、売ることも、売買を斡旋することも犯罪です。

十分注意してください！！

<預金口座の売買は犯罪行為です>

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、通帳・キャッシュカード等に関して、不正行為をしたものは1年以下の懲役または100万円以下の罰金、あるいは両方が科せられます。また、繰り返して行う者は、3年以下の懲役または500万円以下の罰金、あるいは両方が科せられます。

<犯罪の手口>

1. 口座の売買を持ちかけられる

インターネットやダイレクトメールで「おこづかい稼ぎをしませんか」などと預金口座の売買を持ちかけられ、連絡することにより取引をする。

2. 他人になりすまして口座を作るように依頼される

「手軽で高収入のアルバイトがあります」などと呼びかけられ、他人になりすまして預金口座を作るよう依頼され、作った預金口座と引換えに報酬を受け取る。

○ 預金口座の管理についてのお願い

開設した預金口座通帳、キャッシュカードは紛失や盗難にあわないよう、自分でしっかりと管理しましょう。

また、利用する必要がなくなった場合、ご卒業により大分県外に就職される場合などは、必ず預金口座の解約手続きを行ってください。

大分みらい信用金庫は、大分県内のみにも営業店舗を持つ、地域金融機関です。帰国や県外等に就職された場合は、就職地の金融機関をご利用してください。

以 上